

# 国民健康 保険 からの お知らせ

国保・医療給付グループ  
(☎⑧5 1 7 7 1)

## 非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減措置

勤務先の倒産や解雇などによりやむを得ず離職した方（非自発的失業者）で、雇用保険を受給する方を対象に国民健康保険税を軽減します。

### 【軽減内容】

非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

### 【手続き】

『特例対象被保険者等に係る申告書』の提出が必要です。

雇用保険受給者証と世帯主（申告者）の印鑑を持参の上、国保・医療給付グループまたは各支所で手続きをしてください。

※詳しくはお問い合わせください。

## 高齢受給者の負担割合を4月から1年間据え置きます

4月から70歳以上の国民健康保険加入者の医療費の自己負担割合は『2割』となる予定でしたが、平成24年3月31日までの1年間『1割』のまま据え置きます。

3月中に新しい高齢受給者証を送付しますので4月1日以降は新しい受給者証をお使いください。（すでに『3割』負担をしている方を除きます。）

なお、据え置き期間は1年間ですが、毎年8月が高齢受給者証の更新時期であるため、今回送付する受給者証の有効期限は7月31日までとなります。

7月下旬までに8月以降お使いいただける新しい高齢受給者証を送付します。

| 現在お持ちの高齢受給者証      | これから送付する高齢受給者証                       | 有効期限  |
|-------------------|--------------------------------------|-------|
| 2割<br>(3月31日まで1割) | 2割<br>(7月31日まで1割)                    | 7月31日 |
| 3割<br>(※現役並所得者)   | 送付しません<br>(現在お持ちの高齢受給者証をそのままお使いください) |       |

※誕生日などにより負担割合の表記や有効期限が変わることがあります。

※現役並所得者とは、課税所得が145万円以上で、70歳以上の方が1人の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上の収入がある世帯の方です。

## こんなときには14日以内に届け出を

| こんなとき                         | 届け出に必要なもの                            |   |
|-------------------------------|--------------------------------------|---|
| 国保に入るとき                       | 他の市町村から転入してきた                        | 印鑑、前年の所得が分かるもの、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）                |
|                               | 職場の健康保険をやめた                          | 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）             |
|                               | 職場の健康保険の被扶養者から外れた                    | 印鑑、被扶養者から外れた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）               |
|                               | 子どもが生まれた                             | 印鑑、母子健康手帳、世帯主の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書 |
|                               | 生活保護を受けなくなった                         | 印鑑、生活保護廃止決定通知書                                    |
|                               | 外国籍の人が加入する                           | 印鑑、外国人登録証明書                                       |
| やめるとき                         | 他の市町村に転出する                           | 印鑑、被保険者証  |
|                               | 職場の健康保険に加入した                         | 印鑑、国保と職場の両方の健康保険被保険者証                             |
|                               | 職場の健康保険の被扶養者になった                     |   |
|                               | 国保の被保険者が死亡した                         | 印鑑、被保険者証、喪主または施主の預金通帳                             |
| 生活保護を受けるようになった                | 印鑑、被保険者証、生活保護開始決定通知書                 |   |
| その他                           | 退職者医療制度(※)の対象になった                    | 印鑑、被保険者証、年金証書                                     |
|                               | 市内で住所が変わった                           | 印鑑、被保険者証  |
|                               | 世帯が分かれた、一緒になった                       |   |
|                               | 世帯主や氏名が変わった                          |   |
|                               | 修学のため別に住所を定めた                        | 印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証                              |
|                               | 被保険者証をなくした汚れて使えなくなった                 | 印鑑、本人であることを証明する物（運転免許証など）                         |
|                               | 病院などの施設入所のため他の市町村に転出し、病院などの施設に住所を定めた | 印鑑、被保険者証、転出先の住民票、施設の入所証明書                         |
| 介護保険が適用除外となる施設に入所される40歳～64歳の方 | 印鑑、入所証明書                             |   |

### 加入の注意点

国民健康保険は届け出が遅れても加入できますが、保険税は資格取得日までさかのぼって課税されます。また、届け出が遅れたときは、資格取得日から届出日までの医療機関受診について、保険が適用されないことがあります。

### ※退職者医療制度とは

会社などに勤めていた方が、退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費が増大することを是正するためにつくられた制度です。

退職者医療制度が適正に適用されないと、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、国民健康保険加入者の余分な保険税負担につながりますので、この制度に該当する方で未届けの方は、届け出をお願いします。

### 対象となる方

国民健康保険に加入している65歳未満で、被用者年金（厚生年金・共済年金など）の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある年金受給者（受給資格のある方）、その被扶養者

※詳しくはお問い合わせください。

修学などのため市外に転出する方は、学生用被保険者証の交付手続きをしてください

▶必要なもの 印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証

卒業し引き続き市外に住む方や卒業し社会保険に加入した方は喪失手続きをしてください

▶必要なもの 印鑑、被保険者証、職場の健康保険に加入した場合はその保険証など